

環境省資料

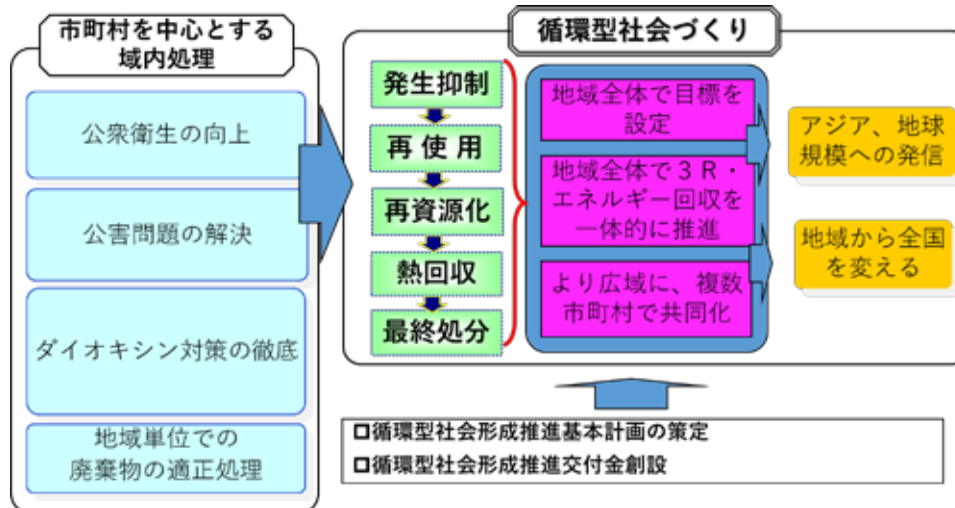
令和元年12月20日
環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課

アクションプラン（令和元年改定版） の進捗状況について

一般廃棄物処理施設（ごみ焼却処理施設）における取組

循環型社会形成推進交付金による一般廃棄物処理施設に対する支援について

- 市町村が行う地域の生活基盤を支えるための社会インフラである一般廃棄物処理施設の整備を支援するスキームとして「循環型社会形成推進交付金」がある。
- ダイオキシン対策により整備した施設の多くが20年以上経過し、老朽化に伴う更新需要が増加傾向。
- 循環型社会形成の推進という観点から、老朽化した一般廃棄物処理施設の適切な更新等を支援することで、生活環境保全・公衆衛生向上を確保し、地域の安全・安心に寄与。
- 引き続き、施設の長寿命化や広域化、民間活力の活用等を推進することで更新需要の平準化を図りつつ、地域にとって必要不可欠な一般廃棄物処理施設の整備を支援。



【交付先】

市町村（一部事務組合、広域連合及び特別区を含む。）

【交付対象施設】

ごみ焼却施設、最終処分場、浄化槽、既存施設の基幹的設備改良事業、等

【交付率】

交付対象経費の1 / 3。ただし、一部の先進的な施設及び防災拠点施設については1 / 2。

一般廃棄物処理施設（ごみ焼却処理施設）における取組

交付金要件化について

PFI等の民間活用

- ・ 新たにごみ焼却施設の整備計画を進めるにあたっては、事業実施方式として、PPP / PFIの導入の検討を行い、VFMを算定する等、定量的評価及び定性的評価により事業方式を評価し、総合的に最も効率的な方法で施設の整備を行うこと。
- ・ また、PPP / PFIの導入の検討結果について、交付申請書等とともに提出すること。
（平成31年3月29日 取扱要領の一部改正、同日付けで都道府県宛に通知。）

ごみ処理の広域化・集約化

- ・ ごみ処理の広域化・集約化については、平成9年5月28日付衛環173号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知(以下、「平成9年通知」という。)後、各都道府県においては、ごみ処理の広域化計画及びこれに類する計画を策定し、各市区町村でごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化が進められているところであるが、平成31年3月末までに発出する通知に基づき、改めて、各都道府県は計画を策定し、市区町村はごみ処理の広域化・集約化について検討を行うこと。
- ・ 新たにごみ焼却施設の整備計画を進めるにあたっては、広域化・集約化について検討し、結果について循環型社会形成推進地域計画(以下、「地域計画」という。)に記載し、提出すること。平成9年通知に基づき、整備計画を策定しており、同計画に基づきごみ焼却施設を更新する場合は、この限りではない。

一般廃棄物処理施設（ごみ焼却処理施設）における取組

交付金要件化について

一般廃棄物処理会計基準の導入

- ・ 新たにごみ焼却施設の整備計画を進めるにあたっては、一般廃棄物処理会計基準の導入を検討すること。
- ・ 検討内容としては、一般廃棄物処理会計基準に則した原価計算書を作成し、交付申請書とともに提出すること。ただし、施設や車両に関する減価償却費、退職給費引当金繰入額相当額等直ちに把握することが困難な項目については、明記しなくてもよいこととする。この場合、施設や車両に関する減価償却費、退職給費引当金繰入額相当額等について情報収集を行う手法を整理する等、一般廃棄物会計基準の導入に向けた検討状況について、交付申請書に記載し、原価計算書とともに提出すること。
- ・ 2021年度以降については、環境省が改訂を予定している一般廃棄物会計基準に則して、一般廃棄物処理事業に係る原価計算書、行政コスト計算書、資産負債一覧を作成し、交付申請書等とともに提出すること。

廃棄物処理の有料化

- ・ 新たにごみ焼却施設の整備計画を進めるにあたっては、ごみの減量化を図る観点から、家庭系一般廃棄物処理の有料化を検討すること。
（粗大ごみの処理手数料や家庭系一般廃棄物の直接搬入の手数料等についてはこれに含まない。）
- ・ ごみ分別の推進等、有料化以外の施策で、一人あたりのごみの排出量等を減量させている場合はこの限りではない。
- ・ また、有料化の検討状況や実施状況、ごみ減量化のための施策の実施状況については、地域計画に記載し、提出すること。

浄化槽における取組

○ 浄化槽におけるPFI活用の背景

浄化槽市町村整備推進事業

- 市町村自らが市町村の財産として浄化槽を個人宅に設置し、住民から適正な料金を徴収することにより、市町村の公営企業として維持管理を実施するもの。
- 平成6年の事業創設以降、計300市町村において実施。うち、171市町村は平成29年度末時点で整備事業を実施中。

国庫助成対象額(10割)

個人負担
(3/30)

17(12) / 30
市町村負担(地方債充当可能)

10(15) / 30
国

地方債元利償還金の49%は地方交付税措置

市町村設置型浄化槽のメリット・デメリット

メリット

維持管理の徹底による放流水質の向上
設置時や維持管理に関する住民負担の軽減(金銭的・手間)
業者においても長期的に安定した事業

デメリット

市町村の金銭的負担 増加
市町村の事務作業量 増加

PFIによる整備事業の実績

- 現在実施されているPFIによる事業: 13市町
- これまでに実施されたPFIによる事業: 17市町
(実施中含む) (平成30年度末現在)

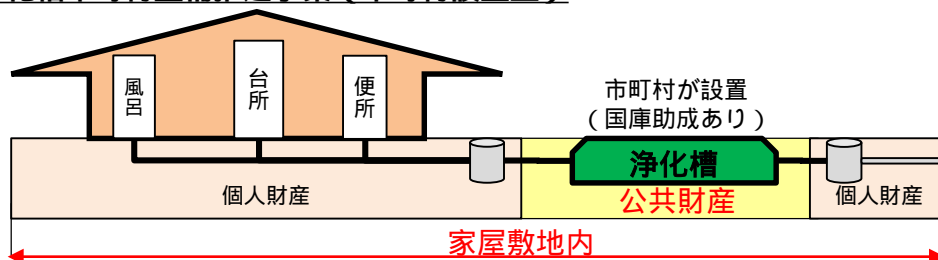
民間の資金・ノウハウ

浄化槽事業民間活用

【民間活用制度】
PFI(BTO)

市町村整備推進事業は個人宅で使用する浄化槽を設置する事業であり、公共が所有権を持つBTO方式で行われている

● 浄化槽市町村整備推進事業(市町村設置型)



浄化槽における取組

○ 具体的取組

- ・平成26年2月に市町村浄化槽整備計画策定マニュアルを策定
- ・平成23～29年度まで調査業務としてPFI事業の実態を調査するとともに、PFI事業を新たに行う自治体に対しモデル事業として計画策定を支援
- ・PFI事業を行う市町村に対し、循環型社会形成推進交付金にて国庫助成（17自治体）

モデル事業の事例

浄化槽PFI事業における費用の削減効果一例 (大阪府富田林市)

第二期富田林市浄化槽整備推進事業		①市営方式	②PFI方式	③①-②
設置基数	325	325	325	0.00
費用(支出)	設置費	444,877,850	272,244,000	0.79
	維持管理費(保守点検)	89,607,500	89,607,500	1.00
	維持管理費(清掃)	93,932,000	93,932,000	1.00
	料金徴収費	4,708,510	4,708,510	1.00
	間接費(市職員人件費)	63,679,200	24,492,000	0.38
	元金償還金(下水償還)	3,600,000	2,700,000	0.75
	支払利息(下水償還)	18,900,000	13,100,000	0.76
	計	653,048,734	527,041,486	0.81
	収入			
	国庫交付金	114,955,000	90,745,000	0.79
収入	設置費	114,955,000	90,745,000	0.79
	起債(下水償還)	196,700,000	140,300,000	0.76
	交付税(下水償還・元金+利息)	19,400,000	14,800,000	0.76
	補助金	8,619,000	8,619,000	1.00
	浄化槽設置分相金	24,271,000	24,271,000	1.00
	使用料	151,079,000	151,079,000	1.00
	計	414,924,000	319,744,000	0.84
	費用-収入	137,044,734	90,664,486	0.65
	現在割引係数	4%	109,728,333	0.64
	NPV	36.8%	36,838,638	

削減効果

○ 設置費及び人件費等の削減



合計約3800万円の歳出削減効果

大阪府富田林市の一例(左表)をもとに算出

○ 事業期間 11年

○ 設置基数 325基

VFMの試算で 約3,880万円の効果

年間約350万円の効果

交付金要件化について

市町村整備推進事業へのPFI等の民間活用

- コスト縮減や経営改善に資する「 PFI等の民間活用、 大型浄化槽による共同化、 公営企業会計の適用」を検討することを補助要件とした。（平成31年3月29日要綱改正、 同日付けで都道府県宛に通知。）
- 上記に加えて以下の検討状況を把握したうえで、予算配分に反映していくこととした。
 - ・ 公営企業会計の適用について、既に下水道事業と一体的に公営企業会計の検討に着手している地方公共団体のうち、人口3万人以上の団体は2020年度までに適用するとともに、人口3万人未満の団体はできる限り適用すること。
 - ・ 公営企業会計の検討未着手の地方公共団体は2019年度に適用の検討に着手すること。
 - ・ PFI等の民間活用や大型浄化槽による共同化については、対象整備範囲の状況や市町村内の浄化槽整備に関する実施体制状況を踏まえ、具体的な検討を行うこと。